

藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則の一部改正について
藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則の一部を改正する規則を次のよう
に定める。

2025年（令和7年）1月16日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将宏

- 1 一部を改正する規則
別紙のとおり
- 2 施行期日
別紙のとおり

提案理由

この議案を提出したのは、学校屋外夜間照明設備の特別利用に係る1月の使用許可区分の数に上限を設ける等のため、所要の改正をする必要による。

藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年1月 日

藤沢市教育委員会

教育長 岩 本 将 宏

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則の一部を改正する規則

藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則（昭和51年藤沢市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号イ中「茅ヶ崎都市計画事業堤地区土地区画整理事業」を「茅ヶ崎都市計画事業堤地区土地区画整理事業」に改める。

第8条第5項中「藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則」の次に「（令和6年藤沢市規則第67号）」を加える。

第10条第1項中「次項において」を「以下」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項第1号中「使用区分」を「使用許可区分」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申請により、許可を受けることができる特別利用の使用許可区分の数は、開放校ごとに1月につき特定日（日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。）は1、平日（特定日以外をいう。）は4以内とする。ただし、特別利用をしようとする日の属する月の間に特別利用の申請をする場合はこの限りでない。

第16条の見出し中「利用」の次に「の」を加える。

第17条第5項中「前項」を「第2項」に改める。

第19条「第2項」を「第3項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年2月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則の規定

は、令和7年4月1日以後の施設の使用について適用し、同日前の施設の使用については、なお従前の例による。

藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則(昭和51年教委規則第1号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>(利用することができるもの)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 団体を組織している者の半数以上の者が次のアからウまでに掲げる者のいずれかに該当すること。ただし、前号ただし書に規定する団体の場合は、この限りではない。</p> <p>ア この市の区域内に居住している者</p> <p>イ 昭和60年7月6日に土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分の公告が行われた茅ヶ崎都市計画事業堤地区土地区画整理事業の施行地区内に居住している者</p> <p>ウ この市の区域内に存する勤務場所又は学校に通勤し、又は通学している者</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(団体登録の申請手続等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 次に掲げるものは、藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規</p>	<p>(利用することができるもの)</p> <p>第7条</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 団体を組織している者の半数以上の者が次のアからウまでに掲げる者のいずれかに該当すること。ただし、前号ただし書に規定する団体の場合は、この限りではない。</p> <p>ア この市の区域内に居住している者</p> <p>イ 昭和60年7月6日に土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分の公告が行われた茅ヶ崎都市計画事業堤地区土地区画整理事業の施行地区内に居住している者</p> <p>ウ この市の区域内に存する勤務場所又は学校に通勤し、又は通学している者</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(団体登録の申請手続等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 次に掲げるものは、藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規</p>

則 （令和6年藤沢市規則第67号） の例により特別利用をすることができる団体として登録された団体（以下「特別利用団体」という。）とみなす。

(1)～(3) (略)

(特別利用の申請手続等)

第10条 特別利用団体及び第8条第5項の規定により特別利用団体としてみなした団体（以下これらを「登録団体等」という。）が特別利用をしようとするときは、当該特別利用をしようとする日の属する月の前々月の1日から使用許可区分（施設の供用時間を利用する時間並びに利用に伴う準備及び後片付けに要する時間を含め2時間ごとに区分した使用許可の単位をいう。以下_____同じ。）の開始時間までに、藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則の例により申請するものとする。

2 前項の規定による申請により、許可を受けることができる特別利用の使用許可区分の数は、開放校ごとに1月につき特定日（日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。）は1、平日（特定日以外をいう。）は4以内とする。ただし、特別利用をしようとする日の属する月の間に特別利用の申請をする場合はこの限りでない。

3 (略)

(1) 特別利用をしようとする日の属する月の前々月の1日から同月の14日までの間における申請が1使用許可区分について2以上で

則 _____ の例により特別利用をすることができる団体として登録された団体（以下「特別利用団体」という。）とみなす。

(1)～(3) (略)

(特別利用の申請手続等)

第10条 特別利用団体及び第8条第5項の規定により特別利用団体としてみなした団体（以下これらを「登録団体等」という。）が特別利用をしようとするときは、当該特別利用をしようとする日の属する月の前々月の1日から使用許可区分（施設の供用時間を利用する時間並びに利用に伴う準備及び後片付けに要する時間を含め2時間ごとに区分した使用許可の単位をいう。次項において同じ。）の開始時間までに、藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則の例により申請するものとする。

2 (略)

(1) 特別利用をしようとする日の属する月の前々月の1日から同月の14日までの間における申請が1使用_____区分について2以上で

ある場合 抽選により決定した登録団体等

(2)～(3) (略)

4 (略)

(利用の許可の取消し等)

第16条 (略)

(団体登録の取消し)

第17条 (略)

2～4 (略)

5 第8条第4項の規定は、第1項の規定により学校体育施設市民利用団体の登録を取り消す場合について準用する。この場合において、同条第4項中「第2項の適否」とあるのは「第1項の取消し」と読み替えるものとする。

(雑則)

第19条 第8条第5項、第10条第1項若しくは第3項又は第11条の規定により藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則の例による場合においては、これらの規定中「市長」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。

ある場合 抽選により決定した登録団体等

(2)～(3) (略)

3 (略)

(利用__許可の取消し等)

第16条 (略)

(団体登録の取消し)

第17条 (略)

2～4 (略)

5 第8条第4項の規定は、第1項の規定により学校体育施設市民利用団体の登録を取り消す場合について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の適否」とあるのは「第1項の取消し」と読み替えるものとする。

(雑則)

第19条 第8条第5項、第10条第1項若しくは第2項又は第11条の規定により藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則の例による場合においては、これらの規定中「市長」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。